

施設修繕契約書（案）

- 1 修繕業務名 : 新体育館 LED 照明器具取替修繕
- 2 修繕場所 : 沖縄県立美咲特別支援学校 新体育館
- 3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 9 年 3 月 26 日
- 4 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税 (¥)
及び地方消費税の額)
- 5 契約保証金 沖縄県財務規則第 101 条による
- 6 特約事項 なし

上記の修繕業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な修繕契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者

沖縄市美里 4 丁目 18 番 1 号
沖縄県立美咲特別支援学校
校長 赤嶺 信吾

印

住 所

請負者 商号又は名称

氏

名

印

施設修繕契約約款

(総 則)

第 1 条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（図面、仕様書、現場説明書等）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする修繕の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の修繕を契約書記載の工期内に完成し、目的物を甲に引き渡すものとし甲は、その請負代金を支払うものとする。

(工程表の提出)

第 2 条 乙は、この契約締結後すみやかに設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

(監督員)

第 3 条 甲は、監督員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立合い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 4 条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて修繕現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）
- (3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、修繕現場の運営、取締りを行う。

3 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(修繕材料の品質及び資材承諾願ひ)

第 5 条 修繕材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されてない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。また、主な使用資材については、資材承諾願ひを提出する。

(設計図書の変更)

第 6 条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第 7 条 乙は、天候の不良、その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に修繕を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

(完成時の提出書類)

第 8 条 乙は、修繕着工前、修繕中、完成時の写真を撮影し、必要に応じ、完成図面各種試験成績表、保証書等を添えて甲に提出するものとする。

(検査及び引渡し)

第 9 条 乙は、修繕を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上、設計図書の定めるところにより、修繕の完成を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第 2 項の検査によって、修繕の完成を確認した後、乙が目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けなければならない。

5 乙は、修繕が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

(請負代金の支払)

第 10 条 乙は、第 9 条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

(かし担保)

第 11 条 甲は、修繕目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 12 条 乙の責に帰すべき事由により工期内に修繕を完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(契約の解除)

第 13 条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面をもって通知するものとする。

2 甲は、次のいずれかの事情が生じたときは、催促なしに本契約を解除することができる。

一 本契約に違反したとき。

二 修繕業務の実施状況が不相当と甲が認めたとき。

三 乙が、本契約を明らかに履行することができないと甲が認めたとき。

四 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

五 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

六 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

七 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

八 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

九 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が第四号から第8号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

十 乙が、第四号から第八号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前項の規定により本契約を解除されたとき、乙は、修繕業務料の100分の10の金額を違約金として甲に支払うものとする。

4 第2項の規定により本契約を解除されたとき、乙は、甲にその損害賠償を請求することはできない。

5 第2項の規定により本契約が解除されたとき、甲は、乙の修繕業務既済部分を検査確認後、既済部分の修繕業務料を支払うものとする。

（雑則）

第 14 条 この約款に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

別紙

排除対象者と判明した場合の契約解除

(契約解除)

1 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

1 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

1 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除されたあとにおいても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

- 第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かななければならない。
- 2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。
- 3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

- 第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外、利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いには前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第 1 項及び第 2 項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

- 第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。
- 2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

- 第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

- 第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

- 第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

- (注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。
- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。